

江戸川区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針【概要】

趣旨

文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成 31 年 1 月)を受け、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、「超勤 4 項目」以外の業務を含めた教育職員の勤務時間の原則を示し、取組みの一層の促進を図るもの。

対象者

給特法第 2 条に規定する区立小・中学校、幼稚園の教育職員

教育職員とは...校長(園長)、副校長、教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員

対象外となる行政系職員(一般事務、栄養士、調理、用務)については、「36 協定」の中で労働法制上の規制が適用される

本方針における「勤務時間」とは

いわゆる「超勤 4 項目」以外を含む業務の時間を「在校等時間」とし、本方針における「勤務時間」とする。

校外での勤務の時間(職務としての研修や引率等)を含む

休憩時間や業務外の時間(自己研鑽等)は除く

上限の目安時間

1 か月の定時外在校等時間 45 時間以内

1 年間の定時外在校等時間 360 時間以内

「定時外在校等時間」とは...「在校等時間」から正規の勤務時間を除いた時間

児童生徒等に係る臨時的な特別の事情によりやむを得ない場合

1 か月の定時外在校等時間 100 時間未満

1 年間の定時外在校等時間 720 時間以内

(連続する複数月の平均 80 時間以内、45 時間超の月は年間 6 か月まで)

その他

- ・在校等時間は、出退勤管理システム及び自己申告等により可能な限り客観的に計測、管理する。
- ・定時外在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導等を実施する。
- ・上限の目安時間の遵守のみを求め、必要な教育活動をおろそかにしたり、虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりするようなことがあってはならない。
- ・本方針の原則を目指す中で、「学校における働き方改革プラン」と併せた取組みを一層促進し、当面の目標である「いわゆる過労死ライン」を超える教育職員を解消と、更なる改善を進めていく。